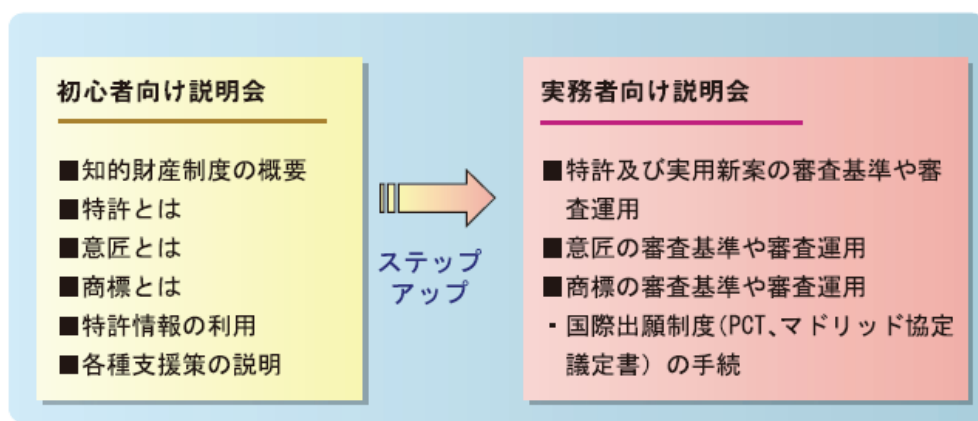


第2節 社会人一般に対する支援

知的財産権に関する意識の高揚を図り、知的財産制度の普及・啓発及び権利の取得・活用を促進するため、受講者（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法改正等の最新事情に関する説明会を1978年度から全国各地で開催している。

具体的には、知的財産権についてこれから学びたい者や新たに企業の知的財産部門等に配属された初心者レベルの者等を対象に知的財産制度の基礎知識が習得できる「初心者説明会」や、日常的に業務で知的財産権に携わっている実務者を対象に、特許審査の運用基準や国際出願の手続等の実務上必要な知識の習得を目的とした「実務者説明会」、法改正等の最新の制度改正を内容とした「法改正説明会」をそれぞれ開催している。

【知的財産制度説明会の概要】



【近年の知的財産権制度説明会の開催実績】

（上段：開催回数）
（下段：参加人数）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
初心者向け説明会	50	50	51	54	56
	7,488	7,776	6,515	7,239	7,281
実務者向け説明会	69	68	69	72	73
	14,770	16,566	13,595	15,804	11,512
法改正説明会	21	20	—	11	—
	5,212	6,574	—	7,227	—
地域団体商標審査基準説明会	46	—	—	—	—
	4,162	—	—	—	—
地域団体商標制度及び 小売等役務商標制度説明会	—	47	47	—	—
	—	3,565	1,635	—	—

（備考）「法改正説明会」は、法令の改正があったときに開催。「地域団体商標審査基準説明会」及び「地域団体商標制度及び小売等役務商標制度説明会」は地域団体商標制度及び小売等役務商標制度の改正等があったときに開催。

（資料）特許庁作成。